

## 税制調査会（第7回総会）議事録

日 時：平成28年11月9日（水）10時45分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

### ○委員

時間となりましたので、第7回税制調査会を開会します。

前回も申し上げましたが、私たちの当面の課題は、これまでに政府税調として取りまとめた論点整理の内容や、今般の総理や大臣からの御挨拶の内容等を踏まえて、個人所得課税改革と国際課税のあり方について取りまとめるということであり、前回からその取りまとめに向けて、皆様と一緒に有意義な議論を進めていただいているところです。

本日、前回皆様から頂いた様々な御意見を踏まえ、私たちの指示の下、また、国際課税については委員からの御指示も踏まえて、事務局に修正版を用意していただきました。

本日の議論の進め方ですが、前回と同様、個人所得課税と国際課税のそれぞれについて、事務局からの資料読み上げの後、委員の皆様から御意見を頂戴するという形で進めていきたいと思っております。また、前回も申し上げましたが、取りまとめに向けた起草会合である関係で、議論のプロセスで様々なやりとりを委員の皆様自由にさせていただくために、マスコミに非公開としました。またいつもどおり総会終了後の記者会見については、これを開催し、概略をマスコミの皆様にお伝えするとともに、後日、発言者名を伏せた上で議事概要も公表することとしていますので、よろしくお願ひします。

それでは、早速本日の議題に入りたいと思っております。総7-1「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告（案）」について、事務局から読み上げていただきたいと思っております。また、その際の参考として、前回からの部分を見え消しにしたものも配付していますので、よろしくお願ひします。

更に、今日御欠席の委員が御提出なされた意見を紙にして皆様に配っていますので、これも御参照ください。

なお、前回同様、大変恐縮ですが、いずれの資料も退室の際にはお残しいただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

なお、前回と同様、議論の参考となるように委員の皆様のお手元にこれまでの総会で事務局が提出した資料や委員の方からの意見書をまとめて用意していますので、御活用ください。

それでは、事務局から案文の読み上げをお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

### ○事務局

(中間報告(案)を朗読)

○委員

ありがとうございます。

それでは、ただいまの読み上げの内容につきまして、委員の皆様から自由に御質問、御発言していただきたいと思います。

○委員

まず4ページ目でコメントがあります。(3)の配偶者控除の見直しの選択肢に対する考え方というところの下に、3行目に税収中立を堅持すると書いてあるのですが、その後のA案についての議論では、これは純粹増税になっていて、それを満たすために最後の4ページが一番下に「また」というところから、子育て支援の拡充という議論があります。そのため、この概念は税収中立という形になっていなくて、むしろ財政中立ということであると思いますから、A案について正当化するというか、この中で整合的にしていくためには、歳出も含めた中立性ということを入れた方が良くないかと思えます。

それから、仕組み作りのところはすごく大事な議論で、本来ですと、一番中立的である望ましい税制は何かということだけを考えれば良いと思うのですが、増税をしていく時に何らかの負担増の人たちに配慮するということがどうしても必要になってくるということであれば、財政中立という概念を入れるということはどうでしょうかというコメントです。

○委員

中間報告という形で出ており、せっかく議論してきたことですので、配偶者控除の仕組みについて、ぜひ何らかの形で本当に変わっていただければと思うのですが、まず一点目は最初の方にありますように夫フルタイム・妻パートタイム世帯の増加、これが経済社会の構造変化なのですが、本当は夫フルタイム・妻フルタイムがもっと増えていってれば良いと思うのです。しかし、現実にはそうになっていなくて、夫フルタイム・妻パートタイムという世帯が増加してしまっていて、今ここで手をつけようとしているところが、正にそこに影響がフルにかかってくるというところの難しさがあるのかなと思います。今、委員がおっしゃったような配慮も要るのかなと思います。

5ページのC案の途中にあるなお書き、こうした課題に対応するためにと真ん中であって、なお、この案に関連し、配偶者控除の適用対象を限定しつつ、103万円を引き上げることも一案との意見があったとありますが、これはある意味では現実的な案であると思います。ただし、C案に関連するのかなということと、あえてC案にくっつけて書くことが必須なのかどうか。印象としては多少それを思った次第です。

もう一点、6ページのところで103万円というものがあると心理的な壁あるいは企業の配偶者手当等の支給基準になってしまっているのでは、取り払った方が良くないというこ

とはここでもしばしば出てきたことなのですが、その抜本的な見直しを強く求めたいというところで、国家公務員の扶養手当に係る見直しに向けた動きも踏まえとありますが、これは国家公務員について先導的に配偶者手当のことを改革する、そのような議論があることは承知していますが、この見直しに向けた動きも踏まえとここに書くということは、かなり現実的になっているのかということの質問です。

それから、6ページの所得控除方式の見直しというところで、税額控除にすれば良いかという話で、参考にゼロ税率方式や税額控除方式があるのですが、今回その本格的な実現はなかなか難しいのかもしれないので、この書き方はこれで良いと思うのですが、今の方法というものは所得控除で出た所得額を使って様々な社会保障の手当などの基準にしています。そのようなことが多くなされているので、これは技術的な問題かもしれないのですが、今でも住宅借入金等特別控除などには税額控除があるのですが、それはカウントせずに、所得ということで今、社会保障の手当等の基準になっているので、それとの関連で本当に所得控除ではなく税額控除にした時に、その社会保障の手当の基準を何にするのかなど、その辺りを技術的には今後考えていかなければいけないのではないかと思います。

#### ○委員

ありがとうございます。

公務員の手当の見直しについての動きが具体化しているのでしょうか。

#### ○事務局

公務員の扶養手当、特に配偶者手当につきましては、現在、配偶者の年収130万円というところが基準になっています。この夏の人事院勧告でこれを段階的に廃止して、子供に対する手当に振り替えていくような内容の勧告がなされていると承知しています。

#### ○委員

様々な意見が取り込まれて、取りまとめの最終段階であると思いますので、そのことを頭に置きつつ、四項目、意見、要請をさせていただきたいと思います。

まず私は見え消しの資料で見ているのですが、4ページの選択肢に対する考え方、そのA-1に関しての記述のところなのですが、正に4ページの下から2段落目、介護等の様々な理由で収入を得ることのできない配偶者を有する者についての担税力の減殺を調整しないということで、個人の担税力の大きさに着目する現行の所得税制において問題があるのではないかとといった課題があるということにも付随して、配偶者控除を廃止する場合には、配偶者控除の対象であった配偶者に扶養控除を適用することが自然であるという意見があったと思います。この点は私も強調しておきたいと思います。

したがって、要請なのですが、4ページの下から3行目のところの最後に、この点に関して配偶者控除を扶養控除に統合すべきとの意見があったという記述を追記してい

ただきたいと思います。

二点目は6ページなのですが、他の制度・政策との関係の部分であります。ここについては二つあります。まず、「中立的な仕組みの構築について税制のみでは達成できるものではない」、(4)の2行目から3行目にかけて、「被用者保険制度や労働政策といった関連する制度・政策における取組みも極めて重要」と書かれているところですが、この趣旨は私もそのとおりでであるということを考えて中で、より具体的な内容にも触れる形で補強していただけないかなということでもあります。ここの「取組みも極めて重要であり」の後に、具体例としてパートタイム労働者への社会保険の適用拡大、ワーク・ライフ・バランス、長時間労働の抑制の実現など総合的な対応が必要であると補強の観点で追記していただけないでしょうか。

その次の段落ですが、今ほど委員からも御質問があった部分です。ここについては、これも内容を補強する意味で、「国家公務員の扶養手当に係る見直しに向けた動きも踏まえ」ということで、全体に民間も含めて見直しを強く求めたいということなのですが、これは一部に端的に言えば少し悪乗りして、配偶者手当だけ取ってしまっということが様々な春闘の交渉の中で、組合があるところではそれほど多くないのですが、そのような事例も報告されています。基本的にはこここのところは不利益変更が生じないことが本来の姿であると思います。具体的な修正として「扶養手当に係る見直しに向けた動きも踏まえ」の後に、配偶者手当の見直しが単なる賃金切り下げとならないよう、労使の合意を得た上でという内容を挿入していただきたいという要請です。

最後、四点目ですが、これは前回申し上げたことのやや繰り返しではあるのですが、7ページ目のところで働き方の多様化等を踏まえた諸控除の見直しのところですが、ここは前回申し上げた趣旨を一部取り込んでいただいているのですが、基本的には検討していくということの中で、そもそも使用従属性の高い請負契約自体が自営業というカテゴリーに入れられること自体が正当化されるべきものではないと思っています。多くのトラブルを抱えている、このような働き方を引き合いに出して給与所得と事業所得を明確に分ける意義が薄れているということは言い過ぎではないかということが、依然として私どもの主張であります。

これも前回申し上げたのですが、このような所得税の体系、負担構造、この辺りについての議論ということであれば、給与所得者が申告納税できるようにするというようなことも含めて、慎重に検討していただきたいと思います。

## ○委員

5ページのC案、夫婦控除のところ。真ん中のくぐりの三つ目のパラグラフの「なお、この案に関連し、就業調整という喫緊の課題に早急に対応する観点からは、現行の配偶者控除について適用対象を限定しつつ引き上げる」と書かれていますが、ここは就業調整には影響しないということを前に書いているわけですが。配偶者控除は配偶者特別控除を入れたことで税制上、103万円の壁は解消しています。これは心理的な問題

であり、企業の配偶者手当の問題であるということを前に言っていて、しかし、このページでは「就業調整という喫緊の課題に早急に対応する観点」と記述されていて、整合性がとれないのではないかと思います。

それから、これは夫婦控除のところに書かれているのですが、今、党の方で議論されていると報道されている配偶者控除の適用対象を広げるといえるものは、夫婦控除の一環なのか意味が分からなくて、委員の意見書にも書かれているのですが、ここにこのことを書くことは少しおかしいのではないのでしょうか。103万円は給与所得控除と基礎控除に見合う38万円できているわけですから、それを拡大する時に夫婦控除という考え方を持ってくるといえることはどのような仕組み方になるのか、分かりません。そのような議論は夫婦控除の議論の中ではしていなかったのではないのでしょうか。

それから、税込中立で配偶者控除を引き上げる、所得制限を引き上げるとすれば、配偶者控除そのものの対象を減らすわけですか。つまり配偶者控除は今のままにして、所得制限を引き上げるわけですから、引き上げる部分については財源が必要になるわけで、配偶者控除を適用する全体を減らさない限り、この仕組みはできないのではないかとということで、この4行は今、言った三点の意味で承服できません。

6ページの1行目、被用者保険制度が書かれていて、私はここが社会保険料の130万円が大きい壁になっているということかなと思っていたのですが、委員が言われたようにパートタイマーへの社会保険の適用など、そのような意味であるとするならば、就業調整には税以上に社会保険料の壁があるということは、どこかで書いた方が良いでしょう。

以上が意見で、質問が8ページの個人住民税のあり方の上の段落で、老後のための税控除のあり方で、専門家の間で論点を整理した上で議論を行うことが適切であるという、ここだけ議論の進め方が具体的に出ているのですが、これは何か具体的に決まっているのでしょうかということが質問です。

#### ○委員

この点、いかがでしょうか。

#### ○事務局

正に専門的な議論が必要であるという御意見が出たことを踏まえて、このような記述になっていまして、このような形で報告書がもしまとまりましたら、具体的にどのような設定をしていくかといったことを検討する必要があるかと思っています。

#### ○委員

今、委員の方々の御指摘があった5ページの先ほどからの「なお」以下がレポートの一番関心と呼ぶところの一つであると思います。要するにC案という夫婦控除に関しては、ここでの書きぶり、真ん中の選択肢Cのところですが、C案をそのまま導入してしまうと控除の対象となる人の収入に制限を設けないと、高所得の夫婦にも適用してしまうので、財源に限りがある中で、それはできないと書いています。それはそのとお

りで、夫婦控除をそのまま導入してしまうと、それは財源ありません。

この問題に対応するためには、控除の対象となる者の収入を一定額以下に限ることが考えられます。ここまでは読んできてイエスであると思うのです。だから、「なお」というところで一定額以下に限ることは考えられます。そこで若年低所得者の夫婦をC案で支援してあげたい。それには103万円を上げる必要がありますよね。しかし、その財源の確保には、一つは納税者本人の配偶者控除の適用所得の上限を決める必要があります。

だから言いたいことは、C案に対して我々は前向きというか、考えられる一つの改革であるが、それは財源問題があるので、財源問題に対しては103万円の説明がありますが、103万円を上げる一方、納税者本人の所得制限を加えるということが一案であるということが整合的な意見で、委員がおっしゃったように、この案に関して就労調整という喫緊の課題に早急に対応する。一生懸命読めば、この就労調整というものは103万円のところが前に書かれたように心理的な壁というか、企業の配偶者手当が103万でなくなり、そこがあるから、そこは上げてあげましょうという、その意味ぐらいであると思います。だから配偶者特別控除があるから、これは税の面からはないわけですね。だから私の考えていた提案は、これを自然に流していくためには、C案を導入していくためには財源制約がある一方、助けたい人たちもいる。したがって103万円を引き上げる一方、今度は納税者本人の所得制限を加えることも一案であると受ければ、自然なのではないかと思えます。ここを生かすとすれば。

#### ○委員

なぜ生かすのかよく分からないのですが、就業調整とは関係ないと言っているわけですから、喫緊の課題に早急に対応する観点からということが出てくるはずがないのです。

それから、夫婦控除は制度設計次第で様々な論点が生じるので、様々なことを考えましょうねと言っているのに、現行の配偶者控除について適用対象を限定しつつ、引き上げましょうということは無関係のことを書いているのではないかという意見です。

#### ○委員

そのところはこの案に関連して、そのような一案があったという単純に事実を書いたというそれくらいの気持ちだったのですが、論理的に考えると少しおかしいという感じなのですね。

分かりました。場所、その他表現等について考えさせてください。ありがとうございます。

#### ○委員

そうするとC案に対するまとめが必要になってきます。

#### ○委員

C案はこれで良いと思うのです。夫婦控除という考え方もあります。しかし、税収中

立の下では収入制限をすることになります。だから「なお」以下のこの4行がおかしい。

#### ○委員

別の意見を入れているわけですから、そう言えばそのとおりですね。

#### ○委員

前の記述と整合性がとれていない、つまり就業調整という喫緊の課題に対応するのに現行の配偶者控除の103万円を引き上げるということは意味が分からないので、もしそうであれば、そのような御意見の方にしっかりと正確な御趣旨を伺った方が良いのではないかと思います。

#### ○委員

私も同じことを言ったつもりで、C案を生かすには財源制約がこれあり、103万円をもし上げるならば所得制限が必要になります。それで丸ですね。だから就労調整というところは、このレポートで見落とししているかもしれませんが、受けているものは例の配偶者手当等の壁の話で、その意味では社会保険料負担が増えることをもっと書き込む必要があったのかもしれませんが、それは今ここで触れないとして、だからここは私も「なお、この案に関連し、就業調整という喫緊の課題に」という文章は流れないと思います。

#### ○委員

この趣旨としては、税制においては壁が既に解消されていますが、事実上、それは誤解を生んでいて、様々な諸制度との関係で壁であると認識されているのであればということで様々なことが書かれていると思いますので、ここの部分も少し調整をして、つまり喫緊の課題で対応しますが、実際には機能していません。壁は事実上ありませんが、事実上それが機能しているということに対応するのであれば、このような一案も出てきているということで、全体のここの報告書のレポートの趣旨が大体そのような観点で書かれていると思いますので、その趣旨からどこまで直せるか、見直すということになるのかなと思います。

#### ○委員

技術的なことだけ。所得制限とありますが、収入制限ですね。65万円を引いていますから。あと、103万円という具体的な数字を書き込むかどうかについては、将来の政府税調において、つまり今後、給与所得控除なども考え直すということが十分あり得ると思うので、実際に103万円と書くのがいいのかどうか。下手に縛られないようにした方が良くと思います。

#### ○委員

御指摘は既にされたところですが、追加のところを申し上げます。なお書きのところですが、意見があったという記載ぶりはよいと思います。ただし、現行の配偶者控除について適用対象を限定するというところで、どのようにして限定するのかということ

になり、実務上、相当に難しく、本人に着目すると所得基準を引き上げることになるわけです。他方、配偶者に着目すると、また別の議論が出てきます。何らかの書き直しをされる場合でしたら、一定の議論が更に必要であるということを書き添えていただきたいと思います。

## ○委員

今お話のとおりであると思うのですが、この103万円の話が2カ所出てくるということは割と唐突であると、前回もそのように思いました。A案、B案、C案の政策目標としては公平性というものを前提に書いてあって、急に公平性でない話がもう一回出てきてしまうので、離れた方が良いのかなと思います。

議論のあったA案、B案、C案は、公平性というような観点から検討していましたが、今、就業調整という話があったり、もう少し労働力を確保したいという話があったりした上でこのような議論があると思いますが、実際に103万円の所得制限を上げるとどのくらいの効果があるかということが、私は少し疑問なところもあるのかなと思いますが、そのようなことをとりあえず考えるということが一つの案であると思います。

その時に、実際の税制上の効果がなくて、社会保険料の方に影響されているということは現実の話であると思います。それから、企業が103万円を線を引きしている理由は、ここで言っているように103万円を上げれば企業も上げるわけで、企業が別の考えで動くということではないと思うのです。逆に6ページの書かれ方であると、なくしてしまった方が公平であるというように捉える方もいらっしゃると思うので、委員のお話と一緒に、少し無理に押し込めたものは慎重に書いた方が良いのかなと思います。

## ○委員

前回も指摘しましたが、我々は、一次レポートをまとめ、論点整理をして、そして今のセッションで議論をしているということで、継続性と議論が前進しているということ、そして、社会に対するメッセージをしっかりと盛り込みたいというような指摘をしました。

今回、修正版を拝見しまして、その点については特に前文に相当するところの1ページ、私も見え消し版を見ていますが、日本経済の潜在力の発揮につなげていく税制のあり方を考えたという我々の立ち位置を書いた点、そして、9ページの「おわりに」ですが、ここで「全ての世代が年齢ではなく負担能力に応じて負担し支え合う仕組みを目指すなど」という項目は大変重要な指摘であると思っていまして、これを盛り込んだということは意味があると思っていまして。

そして、税制のみでなかなかこの問題は解決できませんということは、ペーパーで言うところの6ページ、他の制度、政策との関係ですが、ここで被用者保険制度というように表現を変えたり、極めて重要であるというような形で改めて深掘りする形で指摘したりしている点も評価します。ただし、この税制のみではなかなかいかないものについて、国民に幅広く議論してほしいということは、場合によっては「おわりに」で



繰り返して我々政府税調としてこのような中間報告をまとめたが、幅広く税以外のことも含めて国民全体で考えなければいけないということを入れてもいいかなという印象を持ちました。

それから、先ほどから、議論が盛り上がっていたなお書きのところですが、確かに文章を読みますと、ここの「なお」以下が夫婦控除の議論をしていて、夫婦控除は選択肢の一つでしたね。ただし、そうは言っても様々な課題があったということを確認ここでも皆様と共有したと思います。もしこの夫婦控除が難しいのであれば、そのステップとしてこのようなことが出てくるという議論をしたわけではなかったと思うのです。

なお書きでここに書くということは、「なお」というところの見直しができた数年後には夫婦控除につなげるという意味を込めるなら、ここの位置で良いと思いますが、そこまで議論はしていなかったはずなので、となると他の委員の方がおっしゃられたように、ここはA案、B案、C案とは違ういわばD案のような、第4案のような趣旨でもあった印象があるので、例えば5ページの最後のところの行ですが、「この問題は」ということは配偶者控除の見直しでしょうが、配偶者控除の見直しはかなり幅広く、国民の価値観に深く関わる問題でもあります。その中で例えば、就業調整という表現、また、委員から御指摘されてしまうかもしれませんが、喫緊の日本の社会の変化に対応する観点から103万円を引き上げるという案もあったが、国民的議論が十分に尽くされることを望みたいという、ここにすれば全体に係るのかなと思います。要するに夫婦控除と直接関係していないということで理解されるのではないかという印象を持ちました。

#### ○委員

そうなのですか。要するに働き方に関しては議論をして、若年低所得夫婦に対する支援をしたいというものがC案とすれば、夫婦控除という言葉がひとり歩きしてしまったということはあるとしても、それは字句的にそのままはできません。財政の制約があります。その中で行おうとしたら、103万円を上げる一方、先ほど言った本人の所得制限が必要になってきます。これは流れるというか、なおこの案に関して云々というところが流れなくしているわけで、だから財源の制約があって、その中で行おうとすればこのような選択肢はあり得るということで、C案と整合的なのではないのでしょうか。

というのは、私は個人的に言えばA案が良いと思いますが、それはそのような制約でできないとすれば、まさに喫緊の課題として若年低所得夫妻に対する税制での支援としては、このような財政制約の中で限定的になります。夫婦控除なのかなと個人的な意見は持っているのですが、その下で考えると、この文章を流すためには私が言ったような形で流れるのではないのでしょうか。外にあえて置かなくてもいいと思います。それはまた更にこれがバージョンアップされれば、それはそれでいいとも思うのです。

#### ○委員

私はどちらかにこだわっているわけではなくて、なお書きで違和感があるということであれば外すという点も、要するに後ろにずらすという点もあるのではないかとという指摘をただけです。

#### ○委員

今の点について、私は委員の御意見に賛成で、後ろの方に持っていく方が良いと思います。同じ5ページの見え消しでない方で、委員の意見書もあります。その趣旨も踏まえると、(4)のすぐ上の二つ目の段落で「現行の」とありますが、C案自体は現行の配偶者控除だけではなくて、「現行の」は要らないのではないかと。つまり、仮に何かモディファイして適用対象を変えたとしても、もともとC案と違うのではないかと。

それから、細かいことですが、3ページの6行目のところで「片働きが」と書いてあります。これは正確には「片働き世帯が」ではないかと。

7ページの最後の段落のところで「給与所得と事業所得といった現行の所得税の体系や負担構造を」という表現があります。何となく意味が分かるのですが、もう少し正確に言うと、給与所得と事業所得に対する課税のあり方といった、少し言葉が抜けているのではないかと。この辺りの修文をしていただければということが私の意見です。

#### ○委員

ありがとうございます。本当に様々な真摯なお考えをぶつけていただきまして、心よりお礼を申し上げます。時間の問題もありますが、十分に議論していただいたと思いますので、今の皆様の御意見を引き取らせていただいて、しかるべき方向で意見が出尽くしていないというよりも、文章のどこに置くのかや、どのような表現にするかということであると思いますので、しかるべきものを作って皆様に御説明に上がらせていただくという形で対応させていただきたいと思います。

次回も委員の皆様からの御意見を頂く場は当然設けられているわけですから、その上で議論の流れを見ながらであります。取りまとめる方向ということで、この個人所得課税はそのようなことでよろしいでしょうか。最善を尽くしますので、よろしくをお願いします。本当にありがとうございます。

それでは、次のセッションに入りたいと思います。

#### ○委員

続きまして、国際課税に関する議論の取りまとめに移りたいと思います。先ほど同様、今度は総7-3「『BEPSプロジェクト』の勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理(案)」を読み上げていただきたいと思います。

また、これも先ほどと同じように前回いただいた議論をできるだけ反映したいということで、その見え消し版も用意しています。

この資料も、会議後、机上に残していただきたいと思います。

それでは、事務局より案文の読み上げをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

## ○事務局

(論点整理 (案) 読み上げ)

## ○委員

ありがとうございました。

それでは、どのような点からでも自由に御意見、御発言していただきたいと思えます。

## ○委員

委員の下で有益な論点整理にまとめていただいたと思います。

1 ページの下から 5 行目のところで、課税権を「追及」でよろしいのでしょうか。あるいは追及という言葉自体をもう少し違う言葉に変えることもあるかもしれません。

## ○委員

例えばどのような言葉ですか。課税権を行使ですね。

## ○委員

それから、7 ページのところで 1 つ目の黒い四角があります。その DCF 法のところの括弧の閉じ方が、Discounted Cash Flow が DCF に対応するので、その後で括弧を閉じるのが正確ではないか。御検討いただければと思います。

## ○委員

中小企業があまり税逃れのためのということについては対象になっていないということで、いくつかお聞きしたのですが、負担だけ現地にいる社員も少ないことや、経理を専門に委託していることも少ない。そのようなことに影響が出ることは困るなどということがありました。この文章の中には十分にそれを加味して書いていただいていると思います。

一つだけおもしろかったことは、海外で製作している物作りの会社は、完成したらこちらに引き取っているのに、現地に税金は払わないというお話をされていました。だから税金は日本で払っているというようなお話をされていたので、そのような企業もあるのではあるのかなと思いました。

## ○委員

6 ページのタックス・プランニングの義務的開示の一つ上のパラグラフの「また、改正の趣旨・目的や原理・原則を明確にし」というところなのですが、原理・原則が言葉的には浮いていると言いますか、すごく大きなことをここで言いだして、それが趣旨・目的とどのように違うのかということを感じます。個人的には、もちろん、我が国の国際課税の原理・原則はどこにあるのかということを確認していく作業は必要であると思いますが、ここに盛り込めるかどうかのところを御検討いただければと思います。

## ○委員

見え消し版ですと 7 ページの下の方に、無形資産移転後に得られる使用料の価格設

定とあり、その下に無形資産の法的所有とあります。所有というものはそもそも法的なものであると思うのですが、何か御説明を入れた方が良いと思います。おそらく、経済的所有という概念を観念するから法的所有となっているのかもしれませんが、このままですと私たちは分かりますが、なかなか難しいのではないかと思います。

○委員

趣旨は何でしょうか。法的にというのはどういうことですか。

○委員

所有というものは法的概念です。

○委員

だからリダンダントであるという意味ではなくてですか。

○委員

法的所有の他に、経済的所有というよく分からない概念が存在するかのようになると、法解釈が非常に困ります。経済的所有という感覚はあるのかもしれませんが、でもあくまでもこれは法的議論です。

○委員

移転価格税制と過大支払利子税制は今回のメインパートではありませんが、いずれにしてもBEPSの報告書に戻って対応した箇所、CFCの方もそのようにしているので、BEPSの解釈をもう一回確認してみます。

○委員

英語を入れておけば良いと思います。

○委員

そのようにします。ありがとうございました。

○委員

これは2行下に法的に所有という言葉が出てきていて、使い分けているのかどうかというところが気になります。法的所有という言葉が意図的に見えるのです。そのようなことです。意図的に見えます。

○委員

そのとおりです。

○委員

分かりました。意図はないと思いますが、BEPSの報告書を確認します。

一言言わせていただければ、この報告書は様々な方にお世話になって作ってきて、一見、非常にテクニカルのように見えますが、日本の法人税制、国際課税の流れをフォローしてみたいということで、外国子会社合算制度の制度的なシーケンスも書きました。

それで外国子会社合算税制というものがなぜ今、重要なのかということで、それはここに書きましたように、外国子会社配当益金不算入制度が平成21年に入ってきました。

た。それは日本の外国子会社が海外で活動して、そこで税金を払えば日本では払わなくて良いという仕組みにおおざっぱに言えばしたわけですが、それは日本の企業が海外に事業展開することを日本としても促進したい。ただし、それは同時に日本の企業の海外への展開を進めて、税逃れというか租税回避行為を誘発することがあります。これにどのように対応するかということが今回の最大の課題であるということで、進めていくに当たっては個別具体的なことはあるし、そこは重要ですが、報告書としてはなぜこれを今回、政府税調として取り組まなければいけないのかということを書いてみたということです。

## ○委員

それでは、この辺りで今回の議事は終了したいと思います。

前回、本日と2回にわたって起草会合を進めてきましたが、皆様から非常に有意義な御意見を頂戴しましてありがとうございます。本日お配りしたペーパーは、頂いた御意見を踏まえて修正しますが、修正については私たちにお任せいただけたと思います。必要に応じて委員の皆様にも御説明に上がりますので、よろしくお願ひします。

これまで皆様から多くの御意見を頂き、おかげさまで大分議論も煮詰まってきたのではないかと思います。したがって、次回の総会では、私たちが加筆修正したものを皆様にお示しした上で、議論を取りまとめることとしたいと思います。

また、事務局から議論のために役に立つ資料もこれまで出してもらったことから、中間報告をまとめるに当たっては、あまり多量にならない範囲でそのような資料も選んでまとめて示すことが、報告書をお読みになる方や国民の皆様の理解に資するのではないかと考えています。つきましては、本文の文書に沿って私と事務局で資料を厳選し、取りまとめと併せて公表することとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

## ○委員

ありがとうございます。

なお、次回は公開の形としたいと思います。今後の進め方を含め記者会見等、対外的な説明に関しましては、私たちにお任せいただくようお願いいたします。

また、繰り返して恐縮ですが、お配りした資料につきましては、そのまま机の上に置いていただくようお願いいたします。次回の総会日程については、改めて事務局から御案内します。

本日は以上です。お忙しい中、本当にありがとうございます。また、真摯な御意見ありがとうございました。